

津幡町選挙管理委員会告示第21号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定によって当該裁判官の氏名等の掲示をする場所は、次のとおりである。

令和8年1月28日

津幡町選挙管理委員会

投票区分	掲示場所	同所在地
第1投票区	津幡町役場	津幡町字加賀爪ニ3番地
第2投票区	津幡町総合体育館	〃 加賀爪ル5番地
第3投票区	津幡町立津幡南中学校	〃 南中条3号7番地
第4投票区	津幡町条南コミュニティプラザ	〃 太田ろ3番地
第5投票区	津幡町井上コミュニティプラザ	〃 川尻レ7番地1
第6投票区	津幡町笠井公民館	〃 倉見レ1番地1
第7投票区	津幡町笠野公民館	〃 山北ワ116番地
第8投票区	津幡町英田公民館	〃 能瀬井36番地
第9投票区	津幡町種谷地区防災センター	〃 種ニ6番地3
第10投票区	河合谷ふれあいセンター	〃 上河合口23番地1
第11投票区	津幡町刈安コミュニティプラザ	〃 刈安甲5番地
第12投票区	津幡町萩野台コミュニティプラザ	〃 七野イ75番地
第13投票区	成光会館	〃 相窪ハ123番地1